

第5回ふくおかエコ農産物認証委員会 議事録

1 日時 平成28年9月6日(火) 14:00~15:30

2 場所 福岡県庁行政棟 行政7号会議室

3 出席者

認証委員7名(高木委員、畝岡委員、野間口委員、岩崎委員、富田委員、草場委員、森委員)

認証制度事務局6名(県庁農林水産部食の安全・地産地消課)

ふくおかエコ農産物販売拡大協議会事務局職員1名

4 内容

○ 委員長及び副委員長の選出について

- ・ 今回は認証委員改選の年度であるため、互選により委員長及び副委員長を選出。
- ・ その結果、高木委員が委員長に、畝岡委員が副委員長にそれぞれ選出された。
- ・ 続いて、高木委員長あいさつ。
- ・ 福岡県の認証制度は、農林業総合試験場、普及指導センターと共に毎年審査を行っており、全国的に見てもしっかり行われている。認知度も向上してきた。

○ 協議事項

(1) 平成28年度7月申請の認証について

① 認証申請状況及び技術審査会報告

- ・ 新規申請21件、更新申請24件及び年度計画提出71件。
- ・ 申請内容の細かい技術面については、事前に開催した「技術審査会」で審査し、必要な修正を行ったうえで問題なしと判断した旨を報告した後、各申請の概要を説明
- ・ 委員からは以下の質問・意見が出されたが、新規申請、更新申請いずれも認証可であると判断された。併せて、年度計画71件についても引き続き認証可と判断された。

② 委員からの質問・意見及び回答

- ・ 今までは、個人(小規模)農家が認証を取得し、直売所等での販売が多かったが、今回は大規模法人からの申請があがってきている。病虫害発生予察等の栽培面でのサポートはどのようになっているか。
→ 取引先からの要望で申請が行われた。普及指導センターは法人設立当初から栽培面のサポートを行っており、法人では技術担当(県OB)の雇用等で、栽培技術向上が図られている。(事務局回答)
- ・ 養液栽培の申請が複数あがっているが、化学肥料施用量の基準はないのか。
→ 養液栽培については、ふくおかエコ農産物認証制度要綱において、廃液処理基準を満たすことを条件に化学肥料の削減を要件としないこととしているので、化学肥料施用量の基準は設けていない。(事務局回答)

(2) その他

- ・ その他の議題発議は無く、協議事項は終了したため、高木委員長から事務局に進行を交代。

○ 報告事項

(1) 福岡県の環境保全型農業の取組状況について

- ・ 事務局から、減農薬・減化学肥料栽培及びふくおかエコ農産物認証制度の取組状況について説明。
- ・ 県の農業・農村振興基本計画において、認証外も含めた減農薬・減化学肥料栽培面積について、平成 28 年度末で 4,500ha の目標を掲げており、平成 27 年度末時点では 4,601ha であることを報告。
- ・ 委員からは、以下の質問が出された。
 - ・ 環境直接支払制度の取組面積のうち、エコ農産物認証取組面積はどれくらいか。
市町村と連携し、エコ農産物認証に誘導してほしい。
 - 環境直接支払制度は地域の団体として申請されるが、エコ農産物認証は個人や部会として申請されるため、正確な面積の把握は難しい。両制度とも当課が所管しているので、普及指導センターや市町村とも連携し、両制度を一体的に推進していく。(事務局回答)

(2) ふくおかエコ農産物販売拡大協議会の取組について

- ・ 事務局から、ふくおかエコ農産物販売拡大協議会の平成 28 年度の活動状況について説明。
 - ・ 認証制度の PR 事例として、6 月及び 8 月に「ふくおかの農業応援ファミリー」の参加を募って開催した「ふくおかエコ農産物体験ツアー」や京築地域で開催したエコ農産物認証生産者の交流会について報告。
-
- ・ 以上、議題終了後、閉会。